

薬物乱用対策









全国の薬物事犯検挙件数は2万件以上で推移し、大麻・麻薬では20歳代までの若年層が約3分の2を占める状況にある。都は、平成19年12月の東京都薬事審議会答申を踏まえ、青少年をはじめ若年層に対するさらなる普及啓発や、新たな薬物に関する継続的な調査・分析や国への規制の働きかけなど、薬物乱用の根絶に向けて、一層積極的かつ効果的な取組が必要である。

1 薬物乱用の現状

(1) 薬物乱用とは

薬物乱用とは、医薬品を本来の医療目的から逸脱して使用すること、医療目的のない薬物等を不正に使用することをいう。乱用される薬物等には、覚せい剤取締法等の個別法により所持や譲渡・譲受が規制されている覚せい剤、大麻、MDMA等の麻薬のほか、薬事法により厚生労働大臣が指定する「大臣指定薬物」、さらに、シンナー等の有機溶剤などがある。

【乱用される主な薬物等】

<p>覚せい剤</p>  <p>注射、吸煙等で使用。スピード、エス等とも呼ばれる。</p>	<p>大麻</p>  <p>タバコのように吸煙して使用。マリファナ等とも呼ばれる。</p>	<p>MDMA(麻薬)</p>  <p>錠剤、カプセルなどがある。エクスタシー等とも呼ばれる。</p>	<p>コカイン(麻薬)</p>  <p>吸引して使用。コーク、ノーズキャンディ等とも呼ばれる。</p>
<p>LSD(麻薬)</p>  <p>紙や角砂糖に染み込ませてある。ペーパー等とも呼ばれる。</p>	<p>マジックマッシュルーム(麻薬)</p>  <p>摂食して使用。キノコ等とも呼ばれる。</p>	<p>大臣指定薬物</p>  <p>薬事法に基づき厚生労働大臣が指定した薬物。</p>	<p>有機溶剤</p>  <p>吸引して使用。塗料用のシンナー、トルエンなど。</p>

乱用の動機、きっかけ

甘い言葉に騙される
ダイエット、疲れに効く



仲間意識
仲間外れにされたくない



ストレス
憂うつから逃れたい



好奇心
安易な興味



心身や社会への影響

心身への影響

脳に作用し、中枢神経を興奮・抑制させ、幻覚などをもたらす。薬物が切れると不安やイライラなどの禁断症状が生じ、依存せざるを得なくなり、脳や臓器の破壊をもたらす。

見せかけの元気 禁断症状 依存症



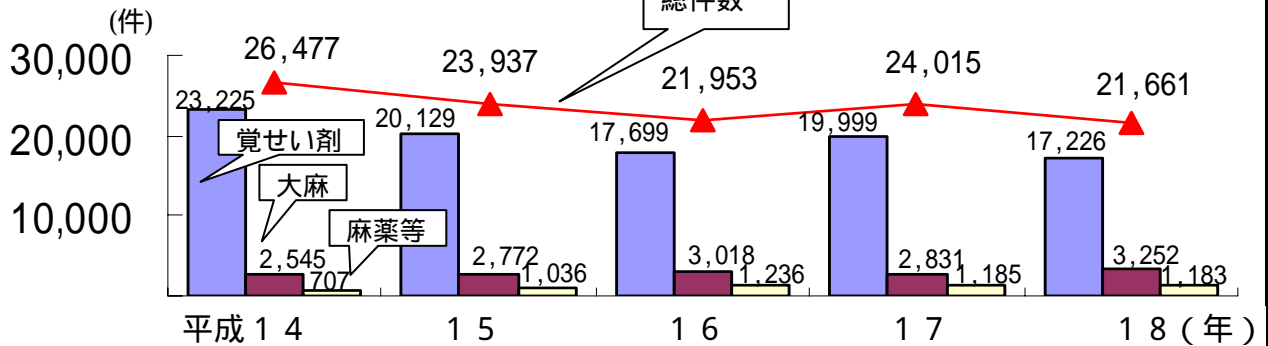
社会的影響

暴力や異常行動による家族や周囲の人たちへの悪影響をはじめ、殺人・放火・傷害・窃盗などの凶悪事件を引き起こす原因となり、また暴力団の資金源にもつながる。

(2) 薬物事犯の状況

全国における覚せい剤、大麻、麻薬等の薬物の乱用や不正売買による検挙総件数は、近年2万件以上の高い数値で推移している。その内訳を見ると、覚せい剤事犯は減少傾向にあるものの、大麻事犯が増加傾向にあるなど、予断を許さない状況である(図1)。

図1 薬物事犯検挙件数(全国)

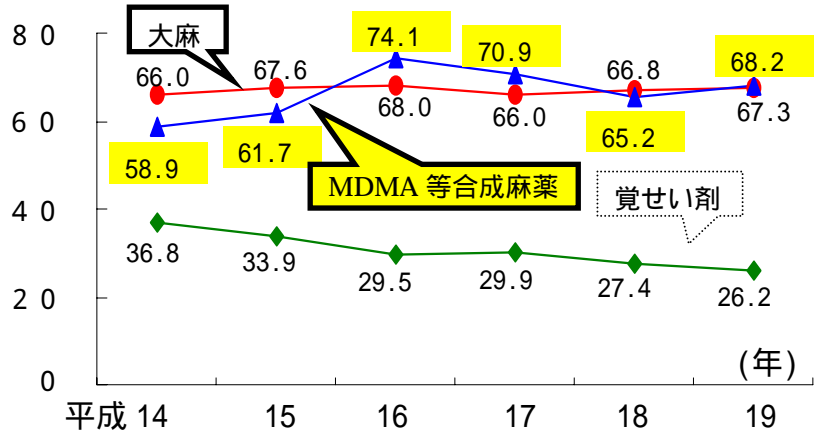


「麻薬等」とは、「麻薬及び向精神薬取締法」及び「あへん法」で規制する薬物をいう。

出所：警察庁「平成19年上半期の薬物・銃器情勢」より作成

また、薬物事犯を年齢別に見ると、大麻及び麻薬等のうちのMDMA等合成麻薬に係る薬物事犯では、20歳代までの若年層が約3分の2を占めている(図2)。なお、心身成熟や人格形成に大切な時期である20歳未満が、平成19年上半期には、大麻では全体の約8%、MDMA等合成麻薬では全体の約10%を占める状況にある。

図2 薬物事犯に係る20歳代までの割合



平成19年は上半期の割合。

出所：警察庁「平成19年上半期の薬物・銃器情勢」より作成

2 国の取組

(1) 「薬物乱用防止新五か年戦略」

国は、薬物乱用対策に係る関係省庁等の緊密な相互連携の確保を図るため、内閣総理大臣を本部長とする「薬物乱用対策推進本部」を設置している。平成15年7月には「薬物乱用防止新五か年戦略」を策定し、総合的な対策に取り組んでいる。

「薬物乱用防止新五か年戦略」による取組例

薬物乱用防止に係る教師用指導資料の作成、全国の小中高等学校等への配布
 麻薬取締官の増員など、薬物犯罪組織の壊滅に向けた取締の徹底
 「密輸ダイヤル」による情報提供の積極的な呼びかけなど、水際対策の推進
 政府系研究所による基礎研究、刑務所等における復帰支援策の充実 など

(2) 麻薬・覚せい剤乱用防止センターによる啓発活動等

厚生労働省は、「財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター」を設立し、「薬物乱用防止新五か年戦略」の一環として、官民一体となった薬物乱用防止活動を推進している。

同センターの具体的な取組としては、若年層に対する啓発をはじめ、各種の啓発活動や調査、シンポジウムの開催、国連支援募金活動などが行われている。

【主な啓発活動】

- 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（毎年6～7月）
- 麻薬・覚せい剤乱用防止運動（毎年10～11月）
- 薬物乱用防止キャラバンカーによる啓発活動など



薬物乱用防止キャラクター キャンペーンポスター

(3) 薬事法の改正（脱法ドラッグ対策）

国は、麻薬等の化学構造の一部を変えるなどにより規制を逃れようとする、いわゆる脱法ドラッグへの対策を講ずるため、平成18年6月、薬事法の改正を行った（平成19年4月施行）。改正薬事法では、従来からの「覚せい剤取締法」、「大麻取締法」、「麻薬及び向精神薬取締法」、「あへん法」とは別に、中枢神経系の興奮等の作用を有する蓋然性（確実性）が高く保健衛生上の危害が発生するおそれがある物について、厚生労働大臣が「大臣指定薬物」として指定し（平成20年1月末現在、34種類）、その製造、輸入、広告等を禁止することなどを定め、明確な規制対象とした。

主な罰則対象	罰則内容
指定薬物を製造、輸入、販売、授与、貯蔵、陳列した者	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金
上記の行為を業として行った者	5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金

3 都の取組

(1) これまでの主な取組

都は、副知事を本部長とする「東京都薬物乱用対策推進本部」を設置し、「『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」など国と連携した取組のほか、様々な薬物乱用対策に取り組んでいる。各種の啓発活動

携帯電話サイトの開設

平成19年3月より若者向けに薬物乱用防止を呼びかける携帯サイト「今こそストップ！薬物乱用」を開設。

中学生を対象としたポスター・標語の募集

入賞作品は啓発用ポスターやリーフレットに活用。（平成19年度：応募数約2万3千点。）

薬物乱用防止高校生会議の実施

見学・講義の学習成果をリーフレットにまとめ、都内全高校に配布するなど。（平成19年度：2校、計21名が参加。）

東京都薬物乱用防止指導員及び薬物乱用防止推進協議会

区市町村長の推薦を受け、知事が地域で啓発活動を行う指導員を委嘱（503名）、また、指導員等で構成する推進協議会の活動を支援（48地区）。



携帯電話サイト

薬物相談の実施

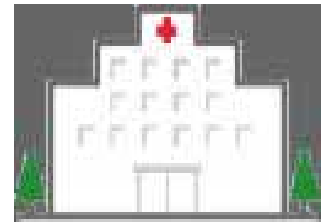
精神保健福祉センター、保健所などによる相談対応の実施。

麻薬取扱者等の検査・指導

病院などに対する立入検査の実施や適正な保管管理等の指導。

東京都薬物の濫用防止に関する条例

都は、全国に先駆けて脱法ドラッグを規制するため、平成17年4月に「東京都薬物の濫用防止に関する条例」を制定した。条例では、精神に作用を及ぼし、健康に被害が生じると認められる薬物を「知事指定薬物」として指定し、製造・販売などを規制することとした。なお、これまで「知事指定薬物」に指定した9種類の薬物については、改正薬事法による「大臣指定薬物」の指定等を受けることとなった。



(2) 東京都薬事審議会答申

平成19年12月、東京都薬事審議会は、薬物乱用問題が近年でも予断を許さない状況にあることを背景に、都における今後の薬物乱用対策の推進について答申した。答申では、普及啓発の取組の拡充など、薬物乱用対策をより効果的に推進するための3点の基本的な方向と、そのために必要となる新たな連携の推進に言及している。

今後の薬物乱用対策の方向（概要）

1 普及啓発の取組の拡充

小学生、中学生、高校生に対し、発達段階に応じた普及啓発のさらなる充実
学校という組織に属さない有職少年、無職少年も普及啓発の重点対象
薬物乱用を助長するインターネット情報対策にフィルタリングの活用を促進
薬局に偽造処方せんを持ち込ませないため、警告ステッカーの貼付等を推進

2 乱用される新たな薬物への対策の充実

薬物の流通や使用実態を迅速に把握し、国との連携により早期に対応
民間調査機関等の活用や新たな調査手法の検討
薬物の特定や生体影響の評価につながる調査・研究を推進

3 社会復帰支援策の充実

薬物乱用問題の早期発見・早期対応に向け、相談窓口の一層の周知や人材養成を推進

薬物依存症に対する医療とリハビリテーションの連続性を確保

薬物乱用・依存症の問題に対する粘り強い普及啓発活動を展開

新たな連携の推進（概要）

対象年齢を同じくする他の事業との協働、自治体間の情報交換などの連携の推進、全国的な取組が必要な事項に関する国への要望など

4 薬物乱用の根絶に向けて

薬物の乱用は、本人の精神や身体に重大な被害をもたらすことはもとより、家族の生活を破壊し凶悪犯罪を誘発するなど社会的にも多大な影響を及ぼす。都はこれまでも、国と連携した啓発や全国に先駆けた脱法ドラッグ対策のための条例制定などの取組を行ってきたが、引き続き、東京都薬事審議会の答申を踏まえ、青少年をはじめ若年層に対するさらなる普及啓発、新たな薬物に関する継続的な調査・分析や国への規制の働きかけなど、薬物乱用の根絶に向けて、一層積極的かつ効果的な取組が必要である。